

（午後3時50分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、15番 中本君。

〔15番（中本正人君）登壇〕

○15番（中本正人君）それでは、通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

先ほどまで傍聴席で大勢の皆さんがおいでいただいていたのに、私の順番になりますと、何か寂しいなという気持ちになります。しかし、これも気持ちを入れ替えて、精いっぱい一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、一つの市に二つの消防本部がある変則体制についてお伺いしたいと思います。

私は、一つの市に二つの消防本部がある変則体制について、これまでも質問をさせていただきました。答弁は、合併後、5年以内に変則体制を解消すべく、伊都消防組合の組織変更か、伊都消防組合からの脱退かについて協議し、速やかに移行できるよう努める覚書を平成18年1月4日付で、伊都消防組合管理者と橋本市長間で締結しております。覚書の期限までには方向性を決定し、ご報告できるよう努力してまいりますとのことでした。

次回の答弁では、平成23年2月末までに広域消防の組織変更か、伊都消防組合からの脱退かについて協議し、速やかに移行すべく協議してまいりましたが、市町間での合意形成には至っていません。和歌山県消防広域化推進計画では、県下消防を五つのブロックに統合する消防広域化の協議が進んでいます。県の広域消防を

積極的に進めていくべきと思っていますとの答弁でした。

一つの市に二つの消防本部がある変則体制がいまだに続いている現状を、本市はどのように考えているのか伺いたい。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（小林 弘君）15番 中本君の質問、一つの市に二つの消防本部がある変則体制に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（山本賢児君）登壇〕

○消防長（山本賢児君）橋本市に二つの消防本部がある変則体制についてお答えします。

平成18年3月1日の旧橋本市と旧高野口町との市町合併に伴い、橋本市に橋本市消防本部と伊都消防組合消防本部の二つの消防本部が存在するという変則体制になっています。この問題を解消するために、平成18年1月4日付で、橋本市長と伊都消防組合管理者との間で覚書が締結され、平成23年2月末までに広域消防の組織変更か、伊都消防組合からの脱退かについて協議してまいりましたが、市町間での合意形成に至りませんでした。

その一方で、平成20年5月30日に策定された和歌山県消防広域推進計画に基づき、県下消防を五つのブロックに統合する消防広域化の話が進み、紀北ブロックとして五つの消防本部の広域化について、平成23年3月に準備委員会を設置して協議を重ねましたが、話合いがつかず、平成23年11月の準備委員会の解散により、紀北ブロック5消防による広域化は見送られました。

和歌山県では、和歌山県消防広域推進計画が計画どおりに進んでいないため、同計画の再策定に向け検討を進めていると聞いています。

広域化とは別に、平成28年4月1日から橋本市消防本部・伊都消防組合消防本部・高野町消防本部の3消防により、橋本・伊都地域消防指令センターを設置運営しています。この消防指令業務の共同運用を契機として橋本市消防本部、伊都消防組合消防本部、高野町消防本部の3消防において、災害情報の共有化や出動体制の整備などを行い、災害に対する連携・協力体制を構築してきました。

また、消防指令業務の共同運用により、各消防間の協力体制が構築され連携ができています。

災害や防災に対する体制の強化及び事務費や経費負担を考えると、現状の体制を維持したいと考えます。

○議長（小林 弘君）15番 中本君、再質問ありますか。

15番 中本君。

○15番（中本正人君）ただ今の答弁を聞かせていただきまして、本市もこの橋本市の消防の変則体制というのは課題であるということは認識していただいているということですよ。しかし、今の答弁を聞かせていただいて、それは課題であると言うだけで、課題に対してどのように解消していこうかという言葉がなかったということを私は残念に思います。

そういうことの中で、そして最終的には、当面は現状の体制を維持していきたいということでした。一体、当局はこの体制をどのように考えているのかなと、理解しにくいということです。この件につきましてはまた後ほどお伺いするとしまして、まず私がお聞きしたいのは、仮に伊都消防本部を高野口町が仮に脱退するとなったときは、伊都消防管理者の了解、また、2町、かつらぎ町や九度山町の了解も得られなければいけないのか、そういう規約があるのか、話合いがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（山本賢児君）ご質問にお答えします。

広域行政制度の手続きは、全ての構成団体の議会の議決を経て協議を行うことが原則であります。しかし、平成24年、地方自治法の一部改正があり、これにより地方公共団体が一部事務組合から脱退しようとするとき、2年以上の予告期間を置くことで、脱退しようとする地方公共団体の意思のみにより脱退することができるとなっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）今、消防長が地方自治法の改正で、予告期間2年ということで一方的に脱退できるというような答えをしたんですけれども、現実的なお話をさせていただきますと、橋本市、ほかの町といろいろな広域行政をやっております。ごみでありますとか国城寮、一部事務組合を設置して様々な業務をやっておりますので、一方的に脱退するとなるとそういった業務に影響が出ますので、やはり構成団体の理解でありますとか同意が必要であるというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）確かにそういう今、副市長のお答えもありましたけども、私もそれは分かっております。円満にスムーズに移行できればよろしいですけども、ということは、私が考えるのは、合併するまではもちろん高野口町は伊都消防ということ。しかし、合併したとなれば、高野口町は消防団はやっぱり伊都から抜けて、橋本消防本部に入るとというのが普通ではないでしょうか。だから、その辺を十分話合いをすることは、私は大事ではないのかなと思うわけです。

昨年3月でしたかな、私のこの同様の質問の中で、平木市長も言われていましたわ。伊都消防を高野口が抜けるということは、伊都消防もまた納得しないだろうと。そして、かつらぎ

町や九度山町の了解も取らなくてはいけない。非常に難しいという問題、そういう答弁でしたよね。しかし、私もそれも十分分かって、ただ一方的に抜けるということは私は考えていません。十分な話し合いをしていって、それでも納得してもらえないときには、今言われたように、平成24年ですか、法が変わって、そのときは合併しようとする自治体がもしも了解してもらえないときには、合併を抜けることに対して2年以上の期間を持つことで、その自治体の意思で抜かれるということになったということも、24年になりましたよね。私はこの問題は、平成21年、22年にも質問しています。そのときにはまだこの法は実はできていませんでした。しかし、24年にはそういうふうになったということで。しかし、この件につきましてはそういうことで、後ほどまたお伺いしたいと思うんですけども。

ということで、次の問題は、本年度の伊都消防への負担金、1市2町、橋本市とかつらぎ町、九度山町の負担金はいくらになるかお伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（山本賢児君）質問にお答えします。

令和4年、本年度の負担額の内訳ですが、かつらぎ町の負担額が2億4,269万7,000円、九度山町の負担額が9,082万1,000円、そして、本市の負担額が1億8,838万2,000円でございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）ただ今お聞きしたように、本年度の伊都消防組合への負担金は、本市が1億8,838万2,000円ですか。そして、かつらぎ町が2億4,269万7,000円、九度山町が9,082万1,000円。ということは、本市の負担額は伊都消防の約36%を負担しているということですよ。確かに大きな数字だと思います。

ここで少し、私、この伊都消防組合の本市の

負担金というのを拾い出してみました。平成18年度から今年度までの17年間で、総額33億2,000万円からの負担金を出しているということ。そして毎年毎年、負担金の額が違う。これは仕方ないと思いますけど。それで、一番負担金の多い年度は平成30年度で2億2,963万2,000円。そして、一番低かった負担金が平成18年、合併した年の1億6,194万1,000円。そういうことで、17年間で33億2,000万円という負担金を出しているということ。平均したら1億9,500万円かな、になると思います。

私はなぜこの質問を今回またしたのかといいますと、先月、市民の方から私、電話を頂きました。「合併して十何年になるのに、まだ高野口が伊都消防に入っている。おかしくないのか。橋本市も金がない金がないと言いながら、こういう形はおかしくないのか」ということの電話を頂きまして、今回の質問になったというわけです。

これは仕方ないことですが、ここで私がお伺いしたいのは、この負担金の算出方法というんですかね、どのように出しているのかということをお聞きしたいと思います。負担金の算出方法。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（山本賢児君）算出方法についてお答えします。負担額の算出方法ですが、これは各構成市町の消防費に係る基準財政需要額、5年間の平均の分担率に基づいて負担額を算出しています。そのため本年度の負担額は、平成29年度から令和3年度までの過去5年間の平均分担率から算出し、橋本市は36.12%の負担割合となり、負担額が先ほどのとおり、1億8,838万2,000円となっております。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）算出方法は基準財政需要額、難しい言葉ですね。私は初めて聞きましたけども、どういう計算の仕方が知りませんが、

今の答弁では5年間の平均を出して出すということですよ。

私の申し上げたいことは、いつまでこのような状態でいくのかという、私はそれを言いたいです。このままいって10年、20年たってもこんな状態が続くわけですよ。それよりも私が先ほど言いましたように、今は仮に2町の了解を得られなくても脱退できるというあれも平成24年にできましたけども、私が質問した21年、22年はまだこの法がなかった。しかし、昨年度もその答えはもらえなかったですけども、ちゃんと調べていったら24年にこの法律ができていくということで、抜けれるということですよ。円満にももちろん話し合いをするのが一番当然ですけども、それでも話し合いがつかないときは、言葉は悪いですけども、本市の意思で脱退できるということだと思えます。そういうことのない、円満に解決するのが一番よろしいんですけどね。それで私の申し上げたいのは、毎年毎年2億円前後の負担金をずっと出しているということです。これを当局はどのように考えているのかなということ、まず私は当局にお聞きしたい。どうでしょうか。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えをします。

確かに2億近いお金が出ています。今回下がったというのは、合併特例が終わって基準財政需要額の見方を、橋本市側で合併特例があったんで需要額も高かった。それでちょっと下げたよという話をして今の金額になって、これから5年間また見て、金額をどうするかということは話し合いをすることになっています。

今、伊都消防には、高野口の火災救急を見てもらっています。私たちとしてもこれは相当額を払っているのかなというふうに思います。確かに上下はあるんですけど、それは救急車を買

うとか、消防自動車、あそこでしたら化学消防車も加えましたし、そういうことで消防として高野口町を守っていただいているということで、応分の負担は絶対に必要になってきます。そういうことを考えますと、そんなに高い金額ではないのかなというふうに思っています。

これから簡単に抜けられるかという、じゃ、伊都消防が橋本市が抜けたら、伊都消防が運営できるのかということになりますと、両町とのなかなか話がつきにくいと思いますし、今度、その割合に合わせて職員を何人引き取るんやとか、消防車をどうするんやとか、結構、時間がかかる協議になってくると思います。消防団も、一応橋本市消防団ですけども、火災が起きたときは伊都消防が管轄下に入って指示、命令系統を出してくれておりますので、金額的にはこれぐらい払っていくのは当然かなというふうに認識をしております。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）確かに市長の言われたようにいろんな諸問題がありまして、簡単に抜けるといことはできないと思いますけども。しかし、本来の姿から見れば、先ほども言いましたように、高野口町が橋本市と合併したという以上は、橋本消防本部に移行するのが当然でしょう。そこまで伊都消防に、かつらぎ町と九度山町に気を使って、言葉はいけないか分からないけども、そこまで協力しなくてはいけないのかなと。仮に高野口町が抜ければ、伊都消防のかつらぎ町と九度山町で運営していったら、極端な言い方ですよ、いいんじゃないかなと、僕はそんな考えしかできなかったんですけども。

それよりもまず僕、先ほども言ったように、合併した以上は、やっぱり橋本消防本部に入る、移行するのが普通じゃないですか、誰が見ても。そこにいろんな諸問題があって、今、市長が言ったようなことも私、分かります、はっきり言

って。しかし、それではこれからもずっとこの体制でいくんですかということを私は言いたいだけ。ですから、決して伊都消防に負担金を出していることが、僕は駄目だとは言いません。もちろんお互いのメリットがあって入っているんだから、それでいいんです。ただ、この体制でずっといくのかということについては申し上げたいということなんです。

難しい問題ですし、立場立場で考え方もあると思いますけども、例えば私の個人の考えですけども、もし伊都消防から高野口町が仮に抜けるとしたら、そして橋本市消防に移行するとなれば、約2億円のお金が浮いてくるというのはおかしいけど、要りませんわね。そのときに私、ふと考えたんですよ。今、本市の北消防の今年の予算は、北消防は一応職員22名ですよ、たしか。それで今年の予算が1億7,500万円ですわ。そしたら、仮に人件費、経費で1億7,500円ですけども、仮に高野口町が抜けても人件費等についてはクリアできるということ。そして2,000万円か2,500万円は浮いてくると。そのお金は、仮に10年、15年したら、今度は橋本消防本部の高野口出張所というのはできないかなとも考えたわけです。できるできないは、これは最終的には市長の判断ですけどね。私はそれでしたら、橋本消防本部にも高野口消防出張所ができれば、これにこしたことはない。先ほども言ったと思いますけども、伊都消防に負担金を出しても一銭のお金も戻ってきません。しかし、仮に高野口出張所ができたとなれば、土地も庁舎も車両等も、極端な言い方ですけども、残るといわけですよ。その辺を私は考えられないかなというふうに考えるわけです。その辺を市長はどのように考えるのか。そして私の今の提案した高野口消防出張所に関して、ご意見等々ありましたら、お聞かせ願えますか。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えをします。

確かに、北消防は22人というふうな体制でやっています。ただ、先ほども申しましたように、例えば橋本市が抜けるってなった場合に、伊都消防から何人引き取らなあかんのかという問題もあるんです。今、61名だったと思います。そのうち36%を引き取るのか、そういうような協議も必要になりますし、果たしてその人件費がどうなるのかという問題もあります。

もう一つは、この6万人の橋本市のまちで、消防署が本当に三つ要るのかという議論もしっかりしないといけないのかな。お金が2億円ぐらい伊都消防に払っているから2億円で賄えるかということ、恐らく土地も買って、建物も建てて、必要なものを買って考えていきますと、恐らく2億では難しいかな。起債の償還とかもありますし、そういうことを考えて、僕は高野口町に三つ目の支所、出張所ということであっても、橋本市には本当に三つも維持できていくのかという問題もあります。できたら、これから企業誘致が進んできますと、化学消防を買わなあきません。今、何とかどうしようかって悩んでいるんですけど、そのときも9人入れやなあかんのです。橋本市の定数を増やさなあかんので、そうなるさらには消防の人件費も上がってきますし、その辺もいろいろ考えた上でやっていく必要があるのかなというふうに思います。

恐らく今年は1億8,800万円やったかな、ぐらいのお金でちょっと下げてもらったんでいいんですけど、そうなるまにぎりぎりのお金で、結局、市がお金を一般会計から出して、プラスアルファで運営していかなあかんという問題もありますので、支所設置についてはやはり議会の皆さんとも相談して、実際に6万人のまちで三つも消防を持っているというところは恐らくないと思います。そういうことも含

めてしっかりした議論をしないと、ただ抜ける前提で支所をつくっていくという話にはならないのかなというふうに思います。

なかなか難しい問題で、本当に抜けてもええってなったときに、どれだけのものを橋本市が引き受けていく必要があるかという、その議論もしていかないと、ただ本当にコストばかり上がっていくというふうな状況にもなってくると思います。当然、救急車も買わなあかん、ポンプ車も買わなあかん、いろんなそこに必要な設備をしていくことも必要になってきますので、一概に今の伊都消防に出している金額で運営できるとは思えないので、もしやるとしたら慎重に議論をさせていただいて、設置を考えていくということになると思います。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）ただ今、市長の答弁を聞かせてもらって、最終的に市長のお考えがそれであれば、私もこれ以上議論する気はありませんけども、私は例えば話をさせてもらっただけで、ということなんです。ですから、市長がそういう考えであればそれで結構です。

ただ、私が言いたいのは、何回も言いますが、今のままでずっとこのままいくのかなと思ったときに、何か寂しいなという気もしないでもありませんし、いつかどこかで線を引かないかときが来るんじゃないのかなと。私はそれを思うだけで、市長がそういう考えであれば、私はこれ以上申し上げることはありませんし、そのようにしていただければ結構だと思います。ただ、私の言いたかったことは、いいかどうかは別にして分かっていたいたとも思っただけで、私はおるんですけども、この件についてはそれぐらいにしておきます。

次にお伺いしたいのは、平成22年、覚書の最終年度ですわ。そのときも私、今回と同様の質問をさせていただきました。そのとき、前市長は、これからは伊都消防とは、うちはしないと。

今度はそれを飛び越えて、和歌山県の広域消防について詰めていきたいということで、明るる年の23年でしたかね、に、県の広域の準備委員会ができましたね。けど、残念ながらその準備委員会も1年ももたない間に解散ということになったと思います。それ以降、この橋本の変則体制というのは、全然耳にしない、聞こえてこないということで、私、今回の質問にもなったということなんですけども、それはそれとしてね。そやから、これからの広域消防というのも、やはり私は考えていかななくてはいけない。

ということは、現在、橋本市消防本部で、橋本・伊都地域の指令センターが設置できて、運営していますよね。これはいいことだと思います。そうなったときに今度は、橋本、伊都の広域というのも考えてはどうかと私、自分の考えでそう思うんです。この件については難しいですか。お願いします。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えします。

広域化で消防業務が一緒にできるかという、これはなかなか難しいんです。奈良県の広域消防ですけど、ここも消防署は残していつて運営をしています。実は今回も和歌山県から、指令共同を和歌山市一本にしてやろうという話があったんですけど、残念ながら駄目でした。やっぱり県のやる気が見えてけへん。県が主導的に取り組むというところは残念ながら、前の広域化の話も実は全然、あれは総務省の広域化することの補助金が本当に少なかったんです。広域化しても市町村の負担が大き過ぎるという、実はそういう問題もあったと思います。

今、中本議員で広域化という話になるんですけど、ただ、消防署をなくしていくというのは、やっぱり住民感情の問題もあるし、なかなか、消防長と消防次長ぐらいが減るぐらいに。例え

ばうち本署と北消防だったら、北は所長しかいてませんよね。だから、そういうふうな形で、確かに人件費は削減は多少はできるんですけど、なかなか消防署をなくしていく、逆に消防をなくすことのマイナス要素のほうが大きいんですよ。三つを二つにしたら、どっかがマイナス要素が働くというところもありますし、それはなかなかできないのかなと。

先ほど中本議員が言われたような伊都、橋本で指令センターをつくって、指令センターに連絡をもらったら、救急車でしたら近いところにいる各消防の救急車がそこへ行ってくれるというふうな体制はできてきていますし、例えば富貴地区でしたら、救急はできるだけ橋本市でお願いされたらできるように、市から行くようにしています。高野龍神スカイラインのところは、伊都消防が高野消防の支援をするためにそこへ行くように、今も広域的な連携はできてきていますので、行革という広域化というのは、消防行政にはあまり当てはまらないのかなというふうに思います。

やはり各消防署を置いて、少しでも速く火災現場だったり、救急業務に当たっていくということが大事になってきます。まして、災害が起きたときに、やはり各消防署が拠点になってきますので、災害体制をつくる上でも非常に必要なことかなというふうに思っていますので、本当に和歌山県として広域化に再度取り組むというのであれば、またいろいろ協議したらいいと思うんですけども、なかなか指令共同でもデジタル行政無線の、指令共同のデジタル化の分が、うちも令和7年に来るんです。これを改修せなあかんのが。和歌山市は令和8年になるので、そういう各地域の思惑もあって、今回も指令共同一本というのがなくなってしまいましたけど、これからそういう指令共同を一本にすることによって、各消防署が対応していくと

いう体制をつくっていけるので、既に指示してあるんですけど、次の緊防債を使わなあかんとときに、そこに期限を合わせてもらって、指令共同を和歌山市のほうに一本化するというような、大分先になりますけど、そういうことを今、消防と打合せをして、そういう方向で進めていこうかというふうに進めています。広域化というよりも指令共同を一本にしていくというふうな取組で進めておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）ありがとうございました。確かに私も深い知識がなかったものですから、広域化についてもそんなに難しい問題かなと思っていなかったです。ただ私の言いたかったことは、この変則体制を何とかせなあかんなどの一途の気持ちで今回の質問になったということなんで、これ以上はお話ししても議論できる話ではありませんし、再度申しますが、私はこの変則体制を何とかしたいなというふうだけで今回のこの質問になったということだけは理解していただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小林 弘君）15番 中本君の一般質問は終わりました。

---

○議長（小林 弘君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明9月13日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。ありがとうございました。

（午後4時32分 延会）